構造改革特別区域計画　　新旧対照表

（１）構造改革特別区域計画（本体）

新	旧
１　構造改革特別区域計画の作成主体の名称 弘前市及び青森県南津軽郡大鰐町 ２　構造改革特別区域の名称 弘前・大鰐ハウスワイン・シードル特区 ３　構造改革特別区域の範囲 弘前市及び青森県南津軽郡大鰐町の全域 ４　構造改革特別区域の特性 （１）位置 弘前市及び大鰐町は青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、総面積 687.63㎢で県全体の7.13%を占め、東に八甲田連峰を望み、西に岩木山、南には白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部には、白神山地を源とする一級河川岩木川が緩やかに北流している。 岩木川には、平川、浅瀬石川などが合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯となり、平野部に連なる丘陵地帯には、全国一の生産量を誇るりんご園地が広がり、その地域を取り巻くように山林地域が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれている。 （２）気候 気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属し、三方を山に囲まれていることもあり、盆地のような内陸型気候に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあっては、比較的温暖な地域である。 （３）人口 弘前市の人口は、平成７年を境に減少に転じ、令	１　構造改革特別区域計画の作成主体の名称 弘前市 ２　構造改革特別区域の名称 弘前ハウスワイン・シードル特区 ３　構造改革特別区域の範囲 弘前市の全域 ４　構造改革特別区域の特性 （１）位置 青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、総面積 523.60 ㎢で県全体の 5.87%を占め、東に八甲田連峰を望み、西に岩木山、南には白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部には、白神山地を源とする一級河川岩木川が緩やかに北流している。 岩木川には、平川、浅瀬石川などが合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯となり、平野部に連なる丘陵地帯には、全国一の生産量を誇るりんご園地が広がり、その地域を取り巻くように山林地域が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれている。 （２）気候 気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属し、三方を山に囲まれていることもあり、盆地のような内陸型気候に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあっては、比較的温暖な地域である。 （３）人口 人口は、平成７年を境に減少に転じ、平成２２年

和２年の国勢調査における総人口は 168,466 人となっており、令和６年 10 月１日現在の国勢調査推計人口は 159,497 人である。 大鰐町の人口は、令和２年の国勢調査における総人口は 8,665 人となっており、令和６年 10 月１日現在の国勢調査推計人口は 7,737 人である。 平成 30 年に公表された国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、令和 27 年に弘前市では 120,920 人、大鰐町では 5,304 人まで減少すると見込まれる。これは自然動態について、死亡数が微増傾向にある一方、出生数が微減傾向にあり、死亡数が出生数を上回っている状況が続いていることが要因の一つとなっている。	の国勢調査における総人口は 183,473 人となっており、平成２５年１２月１日現在の国勢調査推計人口は 179,685 人である。
（４）産業 弘前市の令和２年の就業人口は 82,826 人で、産業別には、第１次産業が 13.8％、第２次産業が 16.5％、第３次産業が 69.7％となっており、平成 27 年から比較すると、第 1 次産業、第２次産業ともに割合を下げている一方で、第３次産業の就業者の割合が増えている。 大鰐町の令和２年の就業人口は 4,490 人で、産業別には、第１次産業が 21.9％、第２次産業が 19.3％、第３次産業が 58.8％となっており、平成 27 年と比較すると、第１次産業、第２次産業ともに割合を下げている一方で、第３次産業の就業者の割合が増えている。 本区域内では、第１次産業の就業者の割合は、全国や県内他都市と比較して高い状況である。また、りんごを中心とした果樹産業は、流通、加工、資材、サービス等、関連産業が多岐にわたり、地域経済に大きな影響をもたらす重要な基幹産業である。	（４）産業 平成２２年の就業人口は 81,636 人で、産業別には、第１次産業が 15.5％、第２次産業が 16.7％、第３次産業が 67.8％となっており、平成７年から比較すると、第 1 次産業、第２次産業ともに割合を下げている一方で、第３次産業の就業者の割合が増えている。 しかし、基幹産業は第１次産業の農業であり、第１次産業の就業者の割合は、全国や県内他都市と比較して高い状況である。 本市の農業は、りんごと米を基幹作物とする土地利用型農業が主体となっており、特にりんごは、全国の約２割、青森県の約４割を生産する日本一の産地で、本市の農業算出額の約８割を占めている。この他、ぶどう、西洋なし、おうとう、もも等の果樹及び、トマト、きゅうり、メロン、えだまめ、スイートコーン等の野菜、並びにケイオウザクラ等の花き、更には畜産、大豆等の畑作物、えのきたけ等の特用林産物など、地域の特性を生かした多様な生産が行われ、市民に新鮮で多彩な食料が供給されている。
（５）農業 弘前市の農業は、りんごと米が基幹作物となってお	（５）地域づくり 平成２０年１月に、弘前市総合計画を策定し、平

り、特にりんごは、全国の約２割、青森県の約４割を生産する日本一の産地で、弘前市の農業算出額の約９割を占めている。 この他、ぶどう、西洋なし、おうとう、もも等の果樹及び、トマト、きゅうり、メロン、えだまめ、スイートコーン等の野菜、並びにケイオウザクラ等の花き、更には畜産、大豆等の畑作物など、地域の特性を生かした多様な農産物が生産され、市民に新鮮で多彩な食料が供給されている。 大鰐町においても弘前市と同様に基幹産業は農業であり、りんご、ぶどう、米をはじめトマトや伝統野菜である大鰐温泉もやしなどの作物を生産している。 青森県では明治８年に内務省勧業寮からりんごやぶどうの苗木が交付されたことから果樹産業が始まり、先人たちの弛まぬ努力によって地域を代表する産業に成長している。特に弘前市及び大鰐町周辺は、農業産出額のうち果実部門が１位を占める市町村が多く、りんご、ぶどう等の果樹を本区域の特産物としている。	成２２年１０月に基本計画を再構築した「弘前市アクションプラン」において、今後の超少子高齢化社会において「子ども達の笑顔あふれる弘前づくり」と「将来の弘前の持続的発展」を目指すために、 ・約束１　市民主権システムを実現します ・約束２　ひろさき農業・産業おこしに取り組みます ・約束３　魅力あるまちづくりを進めます ・約束４　子育てするなら弘前でを目指します ・約束５　命と暮らしを守ります ・約束６　津軽地域の中核都市として、近隣市町村との連携強化を図ります ・約束７　市職員のパワーを引き出し、市役所の仕事力を高めます 等を実行している。
（６）規制の特例措置を講じる必要性 弘前市では、日本初の本格的なシードルを製造する会社が昭和 29 年に設立され、当時、醸造所として使用していた建造物が現存するなど、日本シードル発祥の地である。平成 25 年には、シードル醸造者の育成・確保のために「弘前シードル研究会」を設立するとともに、平成 26 年に特産酒類の製造事業に係る構造改革特区の認定を受け、シードルを中心とした果実酒醸造を行う醸造所が増加している。そのことにより、シードル醸造を希望して移住する者が出現し、市内には、シードル提供を軸とした観光資源を開発するなど、観光業との連携による交流人口の増加と地域の活性化を図る機運が盛り上がってきている。 また、弘前市では明治時代にワイン製造が始まり、昭和 25 年に終了していたが、平成 22 年に特定農業者による特定酒類の製造事業に係る構造改革特区の	（６）本市を取り巻く諸情勢と課題 全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が始まっている中で、本市の農家や農業従事者の減少及び高齢者の割合が上昇するなど、後継者、担い手不足が懸念されている。また、輸入農産物の増加や産地間競争の激化により農産物の価格が低迷するなど、農家所得は停滞傾向にある。 本市は日本一のりんご産地であるが、りんご以外の果樹はぶどう、西洋なし、おうとう、もも等が主体となっており、台風などの気象災害からの危険分散を図り、農業所得確保の機会を増やすためにも、りんごを中心とした果樹複合化を推進することが課題となっている。加えて、都市部と農村部、消費者と生産者が、地元農産物や加工品を通してより一層の交流を深め地産地消を進めるために、新たな加工品の開発と販路拡大も課題となっている。

認定を受け、市内でワイン製造が再開された。当市は、りんご単一の経営体が多く、気候変動や病虫害の潜在的リスクが高い構造であることから、日本一のりんご産地を維持していくために、他の品目を取り入れた複合経営を進める必要があり、令和２年から農業協同組合と大手ワイナリーと連携し、高品質なワインぶどうを安定的に生産するための体制づくりと、産地化に向けた取組を行っている。農業の担い手不足や労働力不足が深刻化する中で、ワインぶどうに関心を持ち、新たに農業を始める農業者や、りんご以外にワインぶどうを栽培する農業者が増えているが、現在は市内にワインを中心に果実酒醸造を行う醸造所が２件のみであることから、近隣のワイナリーと一体となってワイン産業を振興する必要がある。 　大鰐町の基幹産業である農業において、農作物価格の低迷や生産資材の高騰、担い手不足などにより非常に厳しい経営状況となっている。農業の部門別経営体については、りんごの経営体数が約 75%、トマトの経営体数が約 10%となっている状況であり、農業者の高齢化や担い手不足などの問題を抱えていることから、付加価値のある加工品の販売などの取組を行い、農業所得の向上や新たな農業の魅力づくりを図る必要がある。 　このように、本区域では、りんご、ぶどうを用いた醸造所の開設や、果実酒を軸とした観光資源開発の機運が高まっており、隣接する大鰐町の統合により、特区内の他市町の圃場で生産された特産物も原料として使用することができるようになり、原料を調達するエリアが広がることで、果実酒等の醸造の参入を促進するほか、地域の特産物を用いた果実酒の提供、販売が拡大し、地域特産物の消費・利用拡大、関連産業の雇用創出等、地域全体の活性化につながる。	
５　構造改革特別区域計画の意義 弘前市は、明治 10 年に初めてりんごを収穫し、農業者の不断の努力によって日本一のりんご産地を形成	５　構造改革特別区域計画の意義 　現在、食生活の多様化により若年層を中心に果実離れが進行している。また、外国産の果汁の輸入増

している。しかし、高齢化、少子化による農業者の減少により、後継者、担い手不足が懸念されているところであり、それに伴う放任園や遊休農地が問題となっている。このような状況の中、平成22年に構造改革特区の認定を受けてから、シードル及びワインは国際的な品評会での最高賞受賞や、国内の品評会でも複数入賞するなど、国内外で高い評価を得ており、６次産業化として農業に大きな付加価値を付け、地域の経済活性化に大きく寄与している。 当計画に大鰐町が加わり、共同で取り組むことにより、自治体の枠を超えた区域一体の農業振興に寄与し、地域の宿泊施設、飲食店において当地の伝統料理とともに提供することにより、観光・商業などの産業と連携し、地域農産物の消費や交流人口の拡大を図ることができることから、区域全体の魅力づくりにも貢献できるものである。 また、原料の調達範囲が広がることにより、生産拡大の推進を図り、自然災害等の原料不足時には、小規模醸造所の経営リスクの緩和にもつながるものである。	加等により、本市で生産される果実による加工原料を取り巻く環境は厳しいものとなっている。 このような状況の中、消費者に信頼される安全・安心で高品質な果実の生産により、国内外産果実との競合に対応し、高付加価値の加工品を開発していくことが求められ、本件規制の特例措置を活用して果樹栽培農家が作る自家製果実酒の提供及び特産果実を原料とした果実酒の製造販売は、消費者の食の安全・安心への関心が高まるなか、原料となる果実の生産者が見えるトレーサビリティシステムにも対応し、また本市を訪れなければ味わうことが出来ない自家製果実酒を始め、地域特産物を活用した果実酒の製造販売は、他にはない本市の地域性を活かしたものとして、新たな地域の魅力づくりにつながり、都市部と農村部、消費者と生産者の交流人口が増え、新たな加工品（果実酒）のブランドの確立と消費拡大は、農業及び地域の活性化に結びつく。
６　構造改革特別区域計画の目標 今回の特例措置を活用することにより、農業者が育てた果実を使って、果実酒の製造、提供、及び販売が可能になる。この自家製果実酒及び地域特産物を活用した果実酒によるＰＲと、日本一の果樹産地を生かした観光資源との相乗効果により、都市住民との地域間交流を促進し地元農産物の消費拡大を図る。また、本区域の農産物を使用した果実酒を製造することにより、規格外農産物や少量生産の農産物の活用が期待され多くの生産者や事業者が参入することが見込まれる。 都市住民が産地を訪れて農業についての理解を深め、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解して加工品を提供・販売されることにより、地元農産物の良さを直接体験してもらうことができ、魅力を全国に発信することができる。	６　構造改革特別区域計画の目標 今回の特例措置を活用することにより、農家が育てた果実を使って、新しい農産物加工品ともいうべき果実酒の製造、提供、及び販売が可能になる。この自家製果実酒及び地域特産物を活用した果実酒によるＰＲと、これまで取り組んできた、グリーンツーリズムの推進との相乗効果により、都市住民との地域間交流を促進し地元農産物の消費拡大を図る。 また都市住民が産地を訪れて農業についての理解を深め、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解して加工品を提供・販売されることにより、本市産果実の良さを直接体験してもらうことができ、本市産果実の魅力を全国に発信することができる。また、自家製果実酒を目的に訪れた人々が、周辺観光地や地元商店街にも足を運ぶよう、特区を活用した新たな施策を展開し、本市全体の地域の活性化を図ることを目標とする。

<table>
<tr>
<td>7　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
（1）農業振興
構造改革特別区域計画の実施により、県外からの新規参入や経営規模拡大による遊休農地の解消が図られるほか、気候変動に対応した農業経営がなされ、農業所得の安定化が図られる。

（2）地域特産品の製造、提供、販売による地域活性化
地域特産品の製造、提供、販売を行うことで、地域特産品の消費、利用拡大、交流人口の増加等、地域全体の活性化につながることが期待できる。

（3）農業と特産酒類製造事業者との連携による活性化
本区域における農業就業者は減少傾向にあるが、特産果実の有効活用が可能になる等、生産者自らの創意工夫と特産酒類製造事業者との連携により、独自性をもった果実酒造りを通して、魅力的な農業経営の新たな一面を見出し、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加及び農業所得の向上が期待できる。
また、果実酒を製造及び周知する拠点ができることで、農業に新たな魅力が加わり、区域内に点在する製造事業者を総合的にＰＲすることで観光商工業を含めた連携により、定住人口や都市との交流人口の増加による活性化につなげる。</td>
<td>7　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
（1）地域特産品の製造、提供、販売及びブランド化による知名度アップ
新たな地域特産品の製造、提供、販売及びブランド化による地域の取組をマスコミ・広報等を通じて市内外にＰＲすることで、市の知名度アップにつながる。

（2）グリーンツーリズムの推進による交流人口の拡大
これまでも豊かな自然や人材を活用し、本市の自然や歴史、伝統文化などを体験し、学習しながら余暇活動を楽しむグリーンツーリズムを観光等と一体となった受入態勢を整備し、自家製ワインの提供などにより積極的に推進してきたが、今回の特区を起爆剤に、特産酒類という新たな魅力を加えることにより、その地でしか味わえない価値と特産果実がワイン、シードル等に醸造される場面を求めて、本市を訪れる新たな交流人口の拡大が図られる。

<table>
<tr><td></td><td>平成 25 年度</td><td>平成 27 年度</td></tr>
<tr><td>農家民泊数</td><td>８９件</td><td>２００件</td></tr>
</table>

（3）農業と特産酒類製造事業者との連携による活性化
本市における農業就業者は減少傾向にあるが、特産果実の規格外品の有効活用が可能になる等、生産者自らの創意工夫と特産酒類製造事業者との連携により、独自性をもった果実酒造りを通して、魅力的な農業経営の新たな一面を見出し、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加及び農業所得の向上が期待できる。</td>
</tr>
</table>

弘前市では、地域産業の発展及び地域経済の活性化を目的に、津軽産ワインの生産拡大及び知名度向上に取組んでいる。弘前市と大鰐町それぞれで地域の特色を生かしたワインが生まれることで、津軽産ワインに盛り上がりが生まれることが期待できる。

	平成25年（実績）	平成27年（実績）	令和６年（実績）	令和７年	令和９年
果実酒製造農業者数	１件	３件	５件	５件	７件
特産酒類製造事業者数	０件	１件	１件	１件	３件

８　特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第25条）

709(710)特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

	平成25年度	平成27年度
果実酒製造農家数	１件	３件
特産酒類製造事業者数	０件	１件

８　特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業

709(710)特産酒類の製造事業

（２）構造改革特別区域計画（別紙）

新	旧
１　特定事業の名称 707(708)　特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 25 条） ２　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者 ３　当該規制の特例措置の適用の開始日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日 ４　特定事業の内容 （１）事業に関与する主体 上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者 （２）事業が行われる区域 弘前市及び青森県南津軽郡大鰐町の全域 （３）事業の実施期間 上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降 （４）事業により実現される行為や整備される施設 上記２に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。 ５　当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しな	１　特定事業の名称 707(708)　特定農業者による特定酒類の製造事業 ２　当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者 ３　当該規制の特例措置の適用の開始日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日 ４　特定事業の内容 （１）事業に関与する主体 上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者 （２）事業が行われる区域 弘前市の全域 （３）事業の実施期間 上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降 （４）事業により実現される行為や整備される施設 上記２に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。 ５　当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しな

いこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。 このことは、本区域内の果樹生産地としての新たな魅力づくりにつながり、交流人口の増加及び農家所得の向上が期待され、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加も期待できる。また、地元農産物の消費拡大と地域の活性化に資するものであり、このような観点から、当該特例措置の適用が必要であると考える。 なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。 弘前市及び大鰐町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。	いこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。 このことは、本市の果樹生産地としての新たな魅力づくりにつながり、交流人口の増加及び農家所得の向上が期待され、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加も期待できる。また、地元農産物の消費拡大と地域の活性化に資するものであり、このような観点から、当該特例措置の適用が必要であると考える。 なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。 市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

新	旧
１　特定事業の名称 709(710) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）	１　特定事業の名称 709(710) 特産酒類の製造事業
２　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者	２　当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料とした果実酒（特産酒類）を製造しようとする者
３　当該規制の特例措置の適用の開始日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日	３　当該規制の特例措置の適用の開始日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
４　特定事業の内容 （１）事業に関与する主体 上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者	４　特定事業の内容 （１）事業に関与する主体 上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
（２）事業が行われる区域	（２）事業が行われる区域

弘前市及び青森県南津軽郡大鰐町の全域 （３）事業の実施期間 上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降 （４）事業により実現される行為や整備される施設 上記２に記載の者が、特産物を原材料とした果実酒の提供、販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。 ５　当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、果実酒については酒類製造免許に係る最低製造数量基準（６キロリットル）が２キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。 このことは、新たな地域の魅力・ブランドづくりへと展開し、地域活性化を促進することが可能になる。 なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。 弘前市及び大鰐町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。	弘前市の全域 （３）事業の実施期間 上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降 （４）事業により実現される行為や整備される施設 上記２に記載する者が、地域の特産物を原材料とした果実酒の提供、販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。 ５　当該規制の特例措置の内容 当該規制の措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるぶどう、りんごを原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（６キロリットル）が２キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。 このことは、新たな地域の魅力・ブランドづくりへと展開し、地域活性化を促進することが可能になる。 なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。 市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

以上